



対馬市地域防災計画新旧対照表

新	旧	備考欄
基本計画編 第1編 第2章 第2節 1. 災害の記録 (P8) 令和元年7月18日～22日 (7月18日からの大雨及び台風第5号)	基本計画編 第1編 第2章 第2節 1. 災害の記録 (P8) 令和元年7月18日～22日 (7月18日からの大雨及び台風5号)	気象台による記載の表現統一
災害の記録 (P9) 令和元年9月21日～23日 (台風第17号)	災害の記録 (P9) 令和元年9月21日～23日 (台風17号)	気象台による記載の表現統一
災害の記録 (P9) 令和2年9月2日～3日 (台風第9号) <div data-bbox="136 820 622 1233"> </div> <p>気象概況 大型で非常に強い台風から3日にかけて非常に強 九州は、猛烈な風、しじ 対馬市には、9月2日夜 近し、厳原町 46.2メートル、 トルの瞬間最大風速を記録 29.0 ミリ、美津島町 23.5ミ</p> <p>◎ 避難状況 避難所開設数18カ所</p> <p>【被害状況は台風10号と</p>	災害の記録 (P9) 令和2年9月2日～3日 (台風9号) <div data-bbox="1003 820 1489 1233"> </div> <p>気象概況 大型で非常に強い台風 から3日にかけて非常に強 九州は、猛烈な風、しじ 対馬市には、9月2日夜 近し、厳原町 46.2メートル、 トルの瞬間最大風速を記録 29.0 ミリ、美津島町 23.5ミ</p> <p>◎ 避難状況 避難所開設数18カ所</p> <p>【被害状況は台風10号と</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の表現統一 ・図の説明を追加 (気象台)

対馬市地域防災計画新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>災害の記録（P10） 令和2年9月6日～7日（台風第10号）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">  </div> <div style="width: 45%;"> <p>気象概況 台風第10号は、7日にかけて大型で九州の台風が接近。台風が接近した地域も、非常に激しい雨が。対馬市には、9月7日美津島町 44.2メートル、町でも 43.1メートルの雨。また、接近が台風多進報道により、過去最</p> </div> </div> <p>数字は日付、○は午前9時、●は午後9時の位置</p>	<p>災害の記録（P10） 令和2年9月6日～7日（台風第10号）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">  </div> <div style="width: 45%;"> <p>気象概況 台風第10号は、7日にかけて大型で九州の台風が接近。台風が接近した地域も、非常に激しい雨が。対馬市には、9月7日美津島町 44.2メートル、町でも 43.1メートルの雨。また、接近が台風多進報道により、過去最</p> </div> </div>	<p>気象台による図の説明を追加</p>

対馬市地域防災計画新旧対照表

新	旧	備考欄																																																																																																																																																																																															
<p>基本計画編 第1編 第2章 第2節 火災 (P12)</p> <p>過去10年間において、火災が最も発生したのは、平成29年の25件であり、損害額を見ても平成29年が多い。令和4年中の火災では、<u>たき火やストーブ等</u>が主な出火原因となっている。</p>	<p>基本計画編 第1編 第2章 第2節 火災 (P12)</p> <p>過去10年間において、火災が最も発生したのは、平成29年の25件であり、損害額を見ても平成29年が多い。令和3年中の火災では、<u>風呂かまどやたばこ</u>が主な出火原因となっている。</p>	<p>年度及び原因の修正</p>																																																																																																																																																																																															
<p>基本計画編 第1編 第2章 第2節 火災</p> <p>1. 火災の推移(P13)</p> <p>過去10年の火災の発生状況 (表中)</p> <p style="text-align: center;">過去10年間の町別火災発生状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #d9ead3;"> <th>年別 町別</th> <th>25</th><th>26</th><th>27</th><th>28</th><th>29</th><th>30</th><th>31・元</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>年平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>巖原町</td><td>8</td><td>4</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>6</td><td>7</td><td>2</td><td>4</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>美津島町</td><td>5</td><td>6</td><td>4</td><td>3</td><td>8</td><td>5</td><td>3</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>4</td></tr> <tr><td>豊玉町</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td><td>5</td><td>1</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>峰町</td><td>3</td><td>2</td><td>0</td><td>1</td><td>5</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>5</td><td>0</td><td>2</td></tr> <tr><td>上県町</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td></tr> <tr><td>上対馬町</td><td>3</td><td>1</td><td>5</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr style="background-color: #fff2cc;"> <td>計</td> <td>23</td><td>15</td><td>16</td><td>12</td><td>25</td><td>19</td><td>16</td><td>10</td><td>16</td><td>17</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; color: red;">〈追加〉</p>	年別 町別	25	26	27	28	29	30	31・元	2	3	4	年平均	巖原町	8	4	4	5	6	6	7	2	4	5	5	美津島町	5	6	4	3	8	5	3	2	3	5	4	豊玉町	2	1	2	1	3	5	1	2	0	2	2	峰町	3	2	0	1	5	3	1	1	5	0	2	上県町	2	1	1	2	1	0	2	2	4	3	2	上対馬町	3	1	5	0	2	0	2	1	1	1	2	計	23	15	16	12	25	19	16	10	16	17	<p>基本計画編 第1編 第2章 第2節 火災</p> <p>1. 火災の推移(P13)</p> <p>過去10年の火災の発生状況 (表中)</p> <p style="text-align: center;">過去10年間の町別火災発生状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #d9ead3;"> <th>年別 町別</th> <th>24</th><th>25</th><th>26</th><th>27</th><th>28</th><th>29</th><th>30</th><th>31・元</th><th>2</th><th>3</th><th>年平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>巖原町</td><td>8</td><td>8</td><td>4</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>6</td><td>7</td><td>2</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr><td>美津島町</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>4</td><td>3</td><td>8</td><td>5</td><td>3</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>豊玉町</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td><td>5</td><td>1</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td></tr> <tr><td>峰町</td><td>1</td><td>3</td><td>2</td><td>0</td><td>1</td><td>5</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>5</td><td>2</td></tr> <tr><td>上県町</td><td>5</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td><td>4</td><td>2</td></tr> <tr><td>上対馬町</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>5</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr style="background-color: #fff2cc;"> <td>計</td> <td>22</td><td>23</td><td>15</td><td>16</td><td>12</td><td>25</td><td>19</td><td>16</td><td>10</td><td>17</td><td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; color: red;">〈削除〉</p>	年別 町別	24	25	26	27	28	29	30	31・元	2	3	年平均	巖原町	8	8	4	4	5	6	6	7	2	4	5	美津島町	4	5	6	4	3	8	5	3	2	3	4	豊玉町	3	2	1	2	1	3	5	1	2	0	2	峰町	1	3	2	0	1	5	3	1	1	5	2	上県町	5	2	1	1	2	1	0	2	2	4	2	上対馬町	1	3	1	5	0	2	0	2	1	1	2	計	22	23	15	16	12	25	19	16	10	17	18	<p>年別『24』列を削除し、新たに年別『4』を追加。</p>
年別 町別	25	26	27	28	29	30	31・元	2	3	4	年平均																																																																																																																																																																																						
巖原町	8	4	4	5	6	6	7	2	4	5	5																																																																																																																																																																																						
美津島町	5	6	4	3	8	5	3	2	3	5	4																																																																																																																																																																																						
豊玉町	2	1	2	1	3	5	1	2	0	2	2																																																																																																																																																																																						
峰町	3	2	0	1	5	3	1	1	5	0	2																																																																																																																																																																																						
上県町	2	1	1	2	1	0	2	2	4	3	2																																																																																																																																																																																						
上対馬町	3	1	5	0	2	0	2	1	1	1	2																																																																																																																																																																																						
計	23	15	16	12	25	19	16	10	16	17																																																																																																																																																																																							
年別 町別	24	25	26	27	28	29	30	31・元	2	3	年平均																																																																																																																																																																																						
巖原町	8	8	4	4	5	6	6	7	2	4	5																																																																																																																																																																																						
美津島町	4	5	6	4	3	8	5	3	2	3	4																																																																																																																																																																																						
豊玉町	3	2	1	2	1	3	5	1	2	0	2																																																																																																																																																																																						
峰町	1	3	2	0	1	5	3	1	1	5	2																																																																																																																																																																																						
上県町	5	2	1	1	2	1	0	2	2	4	2																																																																																																																																																																																						
上対馬町	1	3	1	5	0	2	0	2	1	1	2																																																																																																																																																																																						
計	22	23	15	16	12	25	19	16	10	17	18																																																																																																																																																																																						

対馬市地域防災計画新旧対照表

新	旧	備考欄																																																																																																																																																																																																
<p>基本計画編 第1編 第2章 第2節 火災 2. 火災の被害額、種別（表中）(P13)</p> <p style="text-align: center;">過去10年間の町別火災損害額状況 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>町別</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31・元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>平均 (10年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厳原町</td> <td>24,858</td> <td>3</td> <td>11,143</td> <td>5,644</td> <td>18,193</td> <td>1,711</td> <td>3,337</td> <td>0</td> <td>175</td> <td>4,021</td> <td>6,908</td> </tr> <tr> <td>美津島町</td> <td>52</td> <td>8,212</td> <td>146</td> <td>5,010</td> <td>28,701</td> <td>119</td> <td>1,693</td> <td>2,500</td> <td>2,065</td> <td>4,127</td> <td>5,263</td> </tr> <tr> <td>豊玉町</td> <td>72</td> <td>100</td> <td>671</td> <td>8,732</td> <td>18,036</td> <td>2,392</td> <td>20</td> <td>3,088</td> <td>0</td> <td>3,124</td> <td>3,624</td> </tr> <tr> <td>峰町</td> <td>383</td> <td>676</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,679</td> <td>279</td> <td>0</td> <td>220</td> <td>32,445</td> <td>0</td> <td>3,568</td> </tr> <tr> <td>上県町</td> <td>2,190</td> <td>88</td> <td>0</td> <td>4,709</td> <td>541</td> <td>0</td> <td>405</td> <td>0</td> <td>16,567</td> <td>1,697</td> <td>2,620</td> </tr> <tr> <td>上対馬町</td> <td>20</td> <td>8,448</td> <td>168</td> <td>0</td> <td>36</td> <td>0</td> <td>2,414</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>58</td> <td>1,115</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>27,573</td> <td>17,527</td> <td>12,128</td> <td>24,095</td> <td>67,186</td> <td>4,501</td> <td>7,869</td> <td>5,811</td> <td>51,252</td> <td>13,027</td> <td>23,097</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; color: red;">〈追加〉</p>	町別	25	26	27	28	29	30	31・元	2	3	4	平均 (10年)	厳原町	24,858	3	11,143	5,644	18,193	1,711	3,337	0	175	4,021	6,908	美津島町	52	8,212	146	5,010	28,701	119	1,693	2,500	2,065	4,127	5,263	豊玉町	72	100	671	8,732	18,036	2,392	20	3,088	0	3,124	3,624	峰町	383	676	0	0	1,679	279	0	220	32,445	0	3,568	上県町	2,190	88	0	4,709	541	0	405	0	16,567	1,697	2,620	上対馬町	20	8,448	168	0	36	0	2,414	3	0	58	1,115	計	27,573	17,527	12,128	24,095	67,186	4,501	7,869	5,811	51,252	13,027	23,097	<p>基本計画編 第1編 第2章 第2節 火災 2. 火災の被害額、種別（表中）(P13)</p> <p style="text-align: center;">過去10年間の町別火災損害額状況 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>町別</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31・元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>平均 (10年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厳原町</td> <td>16,037</td> <td>24,858</td> <td>3</td> <td>11,143</td> <td>5,644</td> <td>18,193</td> <td>1,711</td> <td>3,337</td> <td>0</td> <td>175</td> <td>8,176</td> </tr> <tr> <td>美津島町</td> <td>2,078</td> <td>52</td> <td>8,212</td> <td>146</td> <td>5,010</td> <td>28,701</td> <td>119</td> <td>1,693</td> <td>2,500</td> <td>2,065</td> <td>5,058</td> </tr> <tr> <td>豊玉町</td> <td>11,072</td> <td>72</td> <td>100</td> <td>671</td> <td>8,732</td> <td>18,036</td> <td>2,392</td> <td>20</td> <td>3,088</td> <td>0</td> <td>4,418</td> </tr> <tr> <td>峰町</td> <td>6,440</td> <td>383</td> <td>676</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,679</td> <td>279</td> <td>0</td> <td>220</td> <td>32,445</td> <td>4,217</td> </tr> <tr> <td>上県町</td> <td>14,305</td> <td>2,190</td> <td>88</td> <td>0</td> <td>4,709</td> <td>541</td> <td>0</td> <td>405</td> <td>0</td> <td>16,567</td> <td>3,871</td> </tr> <tr> <td>上対馬町</td> <td>0</td> <td>20</td> <td>8,448</td> <td>168</td> <td>0</td> <td>36</td> <td>0</td> <td>2,414</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1,109</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>50,942</td> <td>27,573</td> <td>17,527</td> <td>12,128</td> <td>24,095</td> <td>67,186</td> <td>4,501</td> <td>7,869</td> <td>5,811</td> <td>51,252</td> <td>26,848</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; color: red;">〈削除〉</p>	町別	24	25	26	27	28	29	30	31・元	2	3	平均 (10年)	厳原町	16,037	24,858	3	11,143	5,644	18,193	1,711	3,337	0	175	8,176	美津島町	2,078	52	8,212	146	5,010	28,701	119	1,693	2,500	2,065	5,058	豊玉町	11,072	72	100	671	8,732	18,036	2,392	20	3,088	0	4,418	峰町	6,440	383	676	0	0	1,679	279	0	220	32,445	4,217	上県町	14,305	2,190	88	0	4,709	541	0	405	0	16,567	3,871	上対馬町	0	20	8,448	168	0	36	0	2,414	3	0	1,109	計	50,942	27,573	17,527	12,128	24,095	67,186	4,501	7,869	5,811	51,252	26,848	<p>年別『24』列を削除し、新たに年別『4』を追加。</p>
町別	25	26	27	28	29	30	31・元	2	3	4	平均 (10年)																																																																																																																																																																																							
厳原町	24,858	3	11,143	5,644	18,193	1,711	3,337	0	175	4,021	6,908																																																																																																																																																																																							
美津島町	52	8,212	146	5,010	28,701	119	1,693	2,500	2,065	4,127	5,263																																																																																																																																																																																							
豊玉町	72	100	671	8,732	18,036	2,392	20	3,088	0	3,124	3,624																																																																																																																																																																																							
峰町	383	676	0	0	1,679	279	0	220	32,445	0	3,568																																																																																																																																																																																							
上県町	2,190	88	0	4,709	541	0	405	0	16,567	1,697	2,620																																																																																																																																																																																							
上対馬町	20	8,448	168	0	36	0	2,414	3	0	58	1,115																																																																																																																																																																																							
計	27,573	17,527	12,128	24,095	67,186	4,501	7,869	5,811	51,252	13,027	23,097																																																																																																																																																																																							
町別	24	25	26	27	28	29	30	31・元	2	3	平均 (10年)																																																																																																																																																																																							
厳原町	16,037	24,858	3	11,143	5,644	18,193	1,711	3,337	0	175	8,176																																																																																																																																																																																							
美津島町	2,078	52	8,212	146	5,010	28,701	119	1,693	2,500	2,065	5,058																																																																																																																																																																																							
豊玉町	11,072	72	100	671	8,732	18,036	2,392	20	3,088	0	4,418																																																																																																																																																																																							
峰町	6,440	383	676	0	0	1,679	279	0	220	32,445	4,217																																																																																																																																																																																							
上県町	14,305	2,190	88	0	4,709	541	0	405	0	16,567	3,871																																																																																																																																																																																							
上対馬町	0	20	8,448	168	0	36	0	2,414	3	0	1,109																																																																																																																																																																																							
計	50,942	27,573	17,527	12,128	24,095	67,186	4,501	7,869	5,811	51,252	26,848																																																																																																																																																																																							

対馬市地域防災計画新旧対照表

新													旧													備考欄		
基本計画編 第1編 第2章 第2節 火災 3. 出火の原因(P14) 令和4年の原因別火災発生状況													基本計画編 第1編 第2章 第2節 火災 3. 出火の原因(P14) 令和3年の原因別火災発生状況													経年変化による 修正		
令和4年の原因別火災発生状況 (単位:件、円)													令和3年の原因別火災発生状況 (単位:件、円)															
区分	原因別	合計	た き 火	コ ン ロ	風 呂 か ま ど	ス ト ー ブ	た ば こ	火 遊 び	放 火	灯 火	電 灯 線 等 の 配 線	不 明	そ の 他	区分	原因別	合計	た き 火	コ ン ロ	風 呂 ど か ま	ス ト ー ブ	た ば こ	火 遊 び	放 火	灯 火	の 電 配 線 等		不 明	そ の 他
火 災 件 数	合計	16	3	0	0	1	1	0	0	0	0	4	7	火 災 件 数	合計	17	2	0	1	1	2	0	0	0	0	4	7	
	建物	9				1	1					3	4		建物	11			1	1	1					2	6	
林野	1												1	林野	0												0	0
その他	6	3										1	2	その他	6	2				1					2	1		
焼 損 数	全焼	5										5		焼 損 数	全焼	6			1						1	4		
	半焼	1											1		半焼	0											0	
焼 損 面 積	部分焼	3				1	1						1	焼 損 面 積	部分焼	9									2	7		
	ぼや	3										1	2		ぼや	4					1				2	1		
焼 損 面 積	建物 (㎡)	328				2						305	21	焼 損 面 積	建物 (㎡)	844			232		0				163	449		
	林野 (a)	2											2		林野 (a)	0											0	
死 傷 者	死者	0												死 傷 者	死者	1									1			
	負傷者	4					1					3			負傷者	2			1	1								
損害額 (千円)		13,027				28	31					9,371	3,597	損害額 (千円)		51,252	0		1,663	23	5				25,249	24,312		

対馬市地域防災計画新旧対照表

新	旧	備考欄
基本計画編 第1編 第4章 第2節 5. 指定公共機関及び公共的団体(P19) (1) 指定公共機関 カ 九州電力送配電株式会社 対馬配電事業所、 <u>豊玉発電所</u>	基本計画編 第1編 第4章 第2節 5. 指定公共機関及び公共的団体(P19) (1) 指定公共機関 カ 九州電力送配電株式会社 対馬配電事業所	豊玉発電所の追加
基本計画編 第1編 第4章 第2節 5. 指定公共機関及び公共的団体(P19) (2) 公共的団体 イ <u>対馬市歯科医師会</u> <u>被災者への口腔ケア、歯科治療及び個人識別</u>	基本計画編 第1編 第4章 第2節 5. 指定公共機関及び公共的団体(P19) (2) 公共的団体	公共的団体の追加

対馬市地域防災計画新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>基本計画編 第2編 第1章 第1節 防災知識普及計画(P23)</p> <p>防災関係職員及び一般住民に対し、災害予防又は災害応急措置等防災知識の普及徹底を図り、より効果的な災害対策の実施に努めるものとする。その際は、要配慮者への対応や、被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。また、<u>災害発生後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</u></p> <p>要配慮者…高齢者、障害者、<u>外国人</u>、乳幼児、<u>妊産婦</u>その他の特に配慮を要する人</p>	<p>基本計画編 第2編 第1章 第1節 防災知識普及計画(P23)</p> <p>防災関係職員及び一般住民に対し、災害予防又は災害応急措置等防災知識の普及徹底を図り、より効果的な災害対策の実施に努めるものとする。その際は、要配慮者への対応や、被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。</p> <p>要配慮者…高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人</p>	<p>県防災計画の改正に伴う修正（追加）</p>
<p>基本計画編 第2編 第1章 第1節 4 普及の時期(P24))</p> <p>防災知識の普及時期は、その内容によって最も効果のある時期を選んで行うものとする。</p> <p><u>学校における、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育も効果的である。</u></p>	<p>基本計画編 第2編 第1章 第1節 4 普及の時期(P24)</p> <p>防災知識の普及時期は、その内容によって最も効果のある時期を選んで行うものとする。</p>	<p>県防災計画の改正に伴う修正（追加）</p>

対馬市地域防災計画新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>基本計画編 第2編 第1章 第3節</p> <p>2. 消防団の育成・強化の推進</p> <p><u>(3) 学校における防災教育 (P26)</u></p> <p><u>学校において、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育を行うにあたり、使用する教材などの情報の提供に努める。</u></p>	<p>基本計画編 第2編 第1章 第3節</p> <p>2. 消防団の育成・強化の推進 (P26)</p>	<p>県防災計画の改正に伴う追加</p>
<p>基本計画編 第2編 第1章 第5節</p> <p>1 方針 (P27)</p> <p>地域の防災対策を効果的に行い、「自らの地域は皆で守る」ためには、地域において、住民が広く自主防災組織を作り、平常時の活動の中から、災害発生の際の有効適切な活動が行われるようにしておくことが重要である。<u>その際、女性参画の促進を求める。</u></p>	<p>基本計画編 第2編 第1章 第5節</p> <p>1 方針 (P27)</p> <p>地域の防災対策を効果的に行い、「自らの地域は皆で守る」ためには、地域において、住民が広く自主防災組織を作り、平常時の活動の中から、災害発生の際の有効適切な活動が行われるようにしておくことが重要である。</p>	<p>県防災計画の改正に伴う追加(女性活躍推進)</p>

対馬市地域防災計画新旧対照表

新	旧	備考欄
基本計画編 第2編 第1章 第5節 <u>5 男女共同参画の視点の強化(P30)</u> <u>(1) 女性視点による災害対応力の強化を図るため、市の災害対策本部に女性職員の参加等を促進するものとする。</u> <u>(2) 平常時において、男女共同参画の視点から、対馬市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むものとする。</u>	基本計画編 第2編 第1章 第5節	県防災計画の改正に伴う追加(女性活躍推進)

対馬市地域防災計画新旧対照表

新		旧		備考欄
基本計画編 第2編 第1章 第6節 2. 特別警報・警報・注意報(P31～33) 特別警報・警報・注意報の種類と概要		基本計画編 第2編 第1章 第6節 2. 特別警報・警報・注意報(P31～33) 特別警報・警報・注意報の種類と概要		気象台による 文言の微修正
特別警報・警報・注意報の種類		概要		
特別警報	大雨特別警報	大雨特別警報	大雨特別警報	
特別警報	高潮特別警報	特別警報	高潮特別警報	
大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況で、 <u>命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>		大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況で、 <u>命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>		
台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から <u>避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</u>		台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>		

対馬市地域防災計画新旧対照表

新			旧			備考欄
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、 <u>高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</u>	警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	気象台による 文言の微修正
警報	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 <u>高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</u>	警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に	注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に	

対馬市地域防災計画新旧対照表

新			旧			備考欄								
		切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、 <u>高齢者等が危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。			切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、 高齢者等は危険な場所からの避難が必要 とされる警戒レベル3に相当。	気象台による文言の微修正								
注意報	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>浸水害、土砂災害等が発生するおそれがある</u> ときに発表される。	注意報	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがある ときに発表される。									
<p>警報・注意報発表基準一覧表（下対馬）（P34） <u>別添1_警報・注意報発表基準一覧表（下対馬）の図に差し替え</u></p> <p>警報・注意報発表基準一覧表（上対馬）（P35） <u>別添2_警報・注意報発表基準一覧表（上対馬）の図に差し替え</u></p> <p>3. キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 キキクル等の種類と概要（P36）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 85%;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td> <td>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び</td> </tr> </tbody> </table>			種 類	概 要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び	<p>警報・注意報発表基準一覧表（下対馬）（P34） <図省略></p> <p>警報・注意報発表基準一覧表（下対馬）（P35） <図省略></p> <p>3. キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 キキクル等の種類と概要（P36）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 85%;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td> <td>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び</td> </tr> </tbody> </table>			種 類	概 要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び	<p>基準変更（令和5年6月8日）のため。 送付の別添2、3の図に差し替え</p>
種 類	概 要													
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び													
種 類	概 要													
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び													

対馬市地域防災計画新旧対照表

新		旧		備考欄
	<p>土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり<u>直ちに身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から<u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：<u>高齢者等が危険な場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。 		<p>び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり<u>直ちに安全確保が必要とされる</u>警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの<u>避難が必要とされる</u>警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：<u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる</u>警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。 	<p>気象台による文言の微修正。 （内容に変化なし）</p>
<p>浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっ</p>	<p>浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水</p>	

対馬市地域防災計画新旧対照表

新		旧		備考欄
	<p>ている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当。</p>		<p>害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要とされる</u>警戒レベル5に相当。</p>	<p>気象台による 文言の微修正(内容に 変化なし)</p>
<p>流域雨量指数の 予測値</p>	<p><u>各河川の</u>、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、<u>その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度</u>)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。<u>流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)</u>を用いて常時10分ごとに更新している。</p>	<p>流域雨量指数の 予測値</p>	<p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)</u>の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。<u>6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)</u>を用いて常時10分ごとに更新している。</p>	
<p>4. 早期注意情報(警報級の可能性)(P36)</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(長崎県壱岐・対馬)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(長崎県または長崎県壱岐・対馬)で発表される。<u>大雨、高潮</u>に関して、[高]又は</p>		<p>4. 早期注意情報(警報級の可能性)(P36)</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(長崎県壱岐・対馬)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(長崎県または長崎県壱岐・対馬)で発表される。<u>大雨</u>に関して、[高]又は[中]が</p>		

対馬市地域防災計画新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>	<p>予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>	
<p>5. 全般気象情報、九州北部地方(山口県を含む)気象情報、長崎県気象情報(P37)</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って<u>注意・警戒を呼びかけられる</u>場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p> <p>6. 土砂災害警戒情報(P37)</p> <p>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、対馬市長の<u>避難指示</u>の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる対馬市(上対馬、下対馬)を特定して警戒が呼びかけられる情報で、長崎県と長崎地方気象台から共同で発表される。対馬市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。<u>危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</u></p>	<p>5. 全般気象情報、九州北部地方(山口県を含む)気象情報、長崎県気象情報(P37)</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って<u>注意を喚起する</u>場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p> <p>6. 土砂災害警戒情報(P37)</p> <p>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、対馬市長の<u>避難勧告</u>の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる対馬市(上対馬、下対馬)を特定して警戒を呼びかける情報で、長崎県と長崎地方気象台から共同で発表される。対馬市内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒相当。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実状に則した修正 ・避難情報に関するガイドラインの改定による修正 ・文言の微修正

対馬市地域防災計画新旧対照表

新	旧	備考欄
基本計画編 第2編 第4章 第3節 4. 電力設備の災害予防対策 (P49) (1) 電力設備の災害予防対策 イ 水害対策 <u>(ア) 送電設備</u> (項目記番修正のみ、記載内容変更なし) <u>(イ) 変電設備</u> (項目記番修正のみ、記載内容変更なし)	基本計画編 第2編 第4章 第3節 4. 電力設備の災害予防対策 (1) 電力設備の災害予防対策 イ 水害対策 (ア) 水力発電設備 (項目及び記載内容全削除) (イ) 送電設備 (項目記番修正のみ、記載内容変更なし) (ウ) 変電設備 (項目記番修正のみ、記載内容変更なし)	水力発電設備を保有していないため削除
基本計画編 第3編 第6章 第3節 水防組織 2. 設置基準 (P101) (1) 長崎地方気象台から、洪水、津波又は高潮による水災に関する次の <u>注意報・警報</u> が発せられる等、災害の発生が予測されるときは、水防本部を設置する。 ・ <u>大雨特別警報(浸水害)・大雨警報(浸水害)・洪水警報</u> ・ <u>津波特別警報(大津波警報)・津波警報・津波注意報</u> ・ <u>高潮特別警報・高潮警報</u>	基本計画編 第3編 第6章 第3節 水防組織 2. 設置基準 (P101) (1) 長崎地方気象台から、洪水、津波又は高潮による水災に関する次の <u>警報</u> が発せられる等、災害の発生が予測されるときは、水防本部を設置する。 <u>大雨特別警報(浸水害) 大雨警報(浸水害) 津波注意報 高潮特別警報 洪水警報 津波警報 高潮警報 津波特別警報(大津波警報)</u>	注意報・警報の並びを整理

対馬市地域防災計画新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>基本計画編 第3編 第7章 第5節 土砂災害警戒情報 4. 土砂災害警戒情報の作成(P107)</p> <p>土砂災害警戒情報の内容は、タイトル、情報番号、発表時間、発表者名、警戒対象地域名、警戒文、<u>警戒対象地域</u>を示す地図からなり、情報番号は、一連降雨を対象とした最初の発表を第1号とし、発表対象地域全域の警戒を解除する情報まで連続番号を用いるものとする。(付図1参照)</p>	<p>基本計画編 第3編 第7章 第5節 土砂災害警戒情報 4. 土砂災害警戒情報の作成(P107)</p> <p>土砂災害警戒情報の内容は、タイトル、情報番号、発表時間、発表者名、警戒対象地域名、警戒文、警戒対象市町を示す地図からなり、情報番号は、一連降雨を対象とした最初の発表を第1号とし、発表対象地域全域の警戒を解除する情報まで連続番号を用いるものとする。(付図1参照)</p>	<p>文言の微修正</p>
<p>基本計画編 第3編 第7章 第5節 土砂災害警戒情報 6. 土砂災害警戒情報の伝達(P108)</p> <p>土砂災害警戒情報の伝達にあたっては、伝達先に迅速かつ確実に伝達されるよう、長崎県（<u>防災企画課</u>及び砂防課）と長崎地方気象台は予め担当者を明確にした連絡体制を整備するなど、伝達先、伝達系統について十分に事前確認するとともに、着信確認を行う等、確実に土砂災害警戒情報を通知する。また、報道機関等からの伝達についての協力を得る等、より多重的で確実な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</p>	<p>基本計画編 第3編 第7章 第5節 土砂災害警戒情報 6. 土砂災害警戒情報の伝達(P108)</p> <p>土砂災害警戒情報の伝達にあたっては、伝達先に迅速かつ確実に伝達されるよう、長崎県（危機管理課及び砂防課）と長崎地方気象台は予め担当者を明確にした連絡体制を整備するなど、伝達先、伝達系統について十分に事前確認するとともに、着信確認を行う等、確実に土砂災害警戒情報を通知する。また、報道機関等からの伝達についての協力を得る等、より多重的で確実な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</p>	<p>長崎県の組織改正に伴う修正</p>

対馬市地域防災計画新旧対照表

新	旧	備考欄
基本計画編 第3編 第18章 第1節 3. 関係機関及び業務分担(P164) <u>(11) 対馬市歯科医師会→被災者への口腔ケア、歯科治療及び個人識別に関する業務</u>	基本計画編 第3編 第18章 第1節 3. 関係機関及び業務分担(P164)	関係機関の追加に伴う業務分担の追加

対馬市地域防災計画新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>震災対策編 第1章 第3節</p> <p>5 指定公共機関及び公共的団体</p> <p>(1) 指定公共機関(P17)</p> <p style="padding-left: 20px;">カ 九州電力送配電株式会社 対馬配電事業所、<u>豊玉発電所</u></p> <p>(2) 公共的団体(P17)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ <u>対馬市歯科医師会</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>被災者への口腔ケア、歯科治療及び個人識別</u></p>	<p>震災対策編 第1章 第3節</p> <p>5 指定公共機関及び公共的団体</p> <p>(1) 指定公共機関(P17)</p> <p style="padding-left: 20px;">カ 九州電力送配電株式会社 対馬配電事業所</p> <p>(2) 公共的団体(P17)</p>	<p>公共的団体の追加</p>
<p>震災対策編 第3章 第2節</p> <p>2 地震・津波に関する情報の受理、伝達、周知(P67)</p> <p>(2) 緊急地震速報</p> <p style="padding-left: 20px;">気象庁は、<u>最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）</u>に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、最大震度3以上又はマグニチュード<u>3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）</u>を発表する。</p> <p style="padding-left: 20px;">＜省略＞</p> <p style="padding-left: 20px;">緊急地震速報（警報）のうち<u>震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報</u>に位置付けている。</p> <p style="padding-left: 20px;">注）<u>緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発</u></p>	<p>震災対策編 第3章 第2節</p> <p>2 地震・津波に関する情報の受理、伝達、周知(P67)</p> <p>(2) 緊急地震速報</p> <p style="padding-left: 20px;">気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。</p> <p style="padding-left: 20px;">＜省略＞</p> <p style="padding-left: 20px;">緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。</p> <p style="padding-left: 20px;">注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来</p>	<p>（令和5年2月1日）緊急地震速報の発表基準見直しに伴う修正</p>

対馬市地域防災計画新旧対照表

新			旧			備考欄
<p><u>生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。</u></p>			<p style="color: red;">ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。</p>			
<p>震災対策編 第3章 第2節 2 地震・津波に関する情報の受理、伝達、周知 (3) 緊急地震速報以外の地震情報の種類とその内容(P68)</p>			<p>震災対策編 第3章 第2節 2 地震・津波に関する情報の受理、伝達、周知 (3) 緊急地震速報以外の地震情報の種類とその内容</p>			<p>・「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」を「震源・震度情報」に統合したため</p> <p>・各地震情報の改善に伴う変更</p>
地震情報の種類	発表基準	内容	地震情報の種類	発表基準	内容	
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	震源に関する情報	・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	

対馬市地域防災計画新旧対照表

新			旧			備考欄
震源・震度情報	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>震度1以上</u> ・<u>津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時</u> ・<u>緊急地震速報（警報）発表時</u> 	<p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、<u>震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに</u>加えて、<u>震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u></p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</p>	震源・震度に関する情報（※）	<p>以下のいずれかを満たした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 	<p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」を「震源・震度情報」に統合したため ・各地震情報の改善に伴う変更
各地の震度に関する情報 （注） ＜削除＞	＜削除＞	＜削除＞	各地の震度に関する情報（※）	<ul style="list-style-type: none"> ・震度1以上 	<p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</p> <p>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</p>	

対馬市地域防災計画新旧対照表

新			旧			備考欄
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> 震度 5 弱以上 	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。	推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> 震度 5 弱以上 	観測した各地の震度データをもとに、 <u>1 km</u> 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。	<ul style="list-style-type: none"> 「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」を「震源・震度情報」に統合したため 各地震情報の改善に伴う変更
長周期地震動に関する観測情報	<ul style="list-style-type: none"> <u>震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合</u> 	<u>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）。</u>	長周期地震動に関する観測情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度 3 以上 高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）。		
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 [※] <ul style="list-style-type: none"> マグニチュード 7.0 以上 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</u>	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を <u>地震発生から概ね 30 分以内</u> に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 [※] 。 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表</u>	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 <ul style="list-style-type: none"> マグニチュード 7.0 以上 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を <u>概ね 30 分以内</u> に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。		

対馬市地域防災計画新旧対照表

新		旧		備考欄	
その他 の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	その他 の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	
<削除>			※気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。		
震災対策編 第3章 第2節 2 地震・津波に関する情報の受理、伝達、周知 (4) 地震活動に関する解説情報等(P69) 表中の地震解説資料(全国速報版・地域速報版)の内容 <u>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の凶情報を取りまとめた資料。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・地震解説資料(全国速報版) <u>上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・地震解説資料(地域速報版) <u>上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。</u>			震災対策編 第3章 第2節 2 地震・津波に関する情報の受理、伝達、周知 (4) 地震活動に関する解説情報等(P69) 表中の地震解説資料(全国速報版・地域速報版)の内容 地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、 震度に関する情報 や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の凶情報を取りまとめた資料。 (削除)		内容の文言修正、 詳細化

対馬市地域防災計画新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>震災対策編 第3章 第2節</p> <p>2 地震・津波に関する情報の受理、伝達、周知 (4) 地震活動に関する解説情報等 (P70)</p> <p>表中の地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版) の内容</p> <p>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。</p> <p>・<u>地震解説資料 (全国詳細版)</u></p> <p><u>地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</u></p> <p>・<u>地震解説資料 (地域詳細版)</u></p> <p><u>地震解説資料 (全国詳細版) 発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料 (地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある)。</u></p>	<p>震災対策編 第3章 第2節</p> <p>2 地震・津波に関する情報の受理、伝達、周知 (4) 地震活動に関する解説情報等 (P70)</p> <p>表中の地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版) の内容</p> <p>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。</p>	<p>解説資料の内容を追記</p>
<p>震災対策編 第3章 第2節</p> <p>2 地震・津波に関する情報の受理、伝達、周知 (4) 地震活動に関する解説情報等 (P70)</p> <p>表中の週間地震概況の内容</p> <p>防災に係る活動を支援するために、週ごとの<u>全国の震度など</u>を取りまとめた資料。</p>	<p>震災対策編 第3章 第2節</p> <p>2 地震・津波に関する情報の受理、伝達、周知 (4) 地震活動に関する解説情報等 (P70)</p> <p>表中の週間地震概況の内容</p> <p>防災に係る活動を支援するために、週ごとの(都道府県内及び)〇〇地方の地震活動の状況を取りまとめた資料。(注1)</p>	<p>九州・山口県の週間地震概況の提供が終了に伴う修正</p>

対馬市地域防災計画新旧対照表

新				旧				備考欄	
震災対策編 第3章 第2節 2 地震・津波に関する情報の受理、伝達、周知 (5) 津波警報等及び地震・津波に関する情報(P71) ア 大津波警報、津波警報、津波注意報 津波警報等の種類と発表される津波の高さ(注)等の表				震災対策編 第3章 第2節 2 地震・津波に関する情報の受理、伝達、周知 (5) 津波警報等及び地震・津波に関する情報(P71) ア 大津波警報、津波警報、津波注意報 津波警報等の種類と発表される津波の高さ(注)等の表				気象台による 文言の微修正	
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (<u>予想される津波の高さ区分</u>)	巨大地震の場合の発表				数値での発表 (<u>津波の高さの予想区分</u>)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m< <u>予想される津波の高さ</u>)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m< <u>予想高さ</u>)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m< <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤10m)					10m (5m< <u>予想高さ</u> ≤10m)		
		5m (3m< <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤5m)					5m (3m< <u>予想高さ</u> ≤5m)		

対馬市地域防災計画新旧対照表

新			旧			備考欄				
津波警報	<p>予想される津波の<u>最大波の高さ</u>が高いところで1mを超え、3m以下の場合</p>	<p>3m (1m < <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤ 3m)</p>	高い	<p>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</p>	津波警報	<p>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</p>	<p>3m (1m < <u>予想高さ</u> ≤ 3m)</p>	高い	<p>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</p>	文言の微修正
	<p>予想される津波の<u>最大波の高さ</u>が高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</p>	<p>1m (0.2m ≤ <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤ 1m)</p>	(表記しない)	<p>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</p>		津波注意報	<p>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</p>	<p>1m (0.2m ≤ <u>予想高さ</u> ≤ 1m)</p>	(表記しない)	

対馬市地域防災計画新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>震災対策編 第3章 第2節</p> <p>2 地震・津波に関する情報の受理、伝達、周知</p> <p>(6) 津波情報(P72)</p> <p>ア 津波情報の発表等</p> <p style="padding-left: 2em;">津波情報の種類と発表内容の表中</p> <p style="padding-left: 2em;">情報の種類の津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報(注1)の発表内容(表中)</p> <p style="padding-left: 2em;">各津波予報区の津波の到達予想時刻(注2)や予想される津波の高さ(発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表に記載)を発表</p>	<p>震災対策編 第3章 第2節</p> <p>2 地震・津波に関する情報の受理、伝達、周知</p> <p>(6) 津波情報(P72)</p> <p>ア 津波情報の発表等</p> <p style="padding-left: 2em;">津波情報の種類と発表内容の表中</p> <p style="padding-left: 2em;">情報の種類の津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報(注1)の発表内容(表中)</p> <p style="padding-left: 2em;">各津波予報区の津波の到達予想時刻(注2)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)を発表</p>	<p>文言の微修正</p>
<p>震災対策編 第3章 第2節</p> <p>2 地震・津波に関する情報の受理、伝達、周知</p> <p>(6) 津波情報(P72)</p> <p>ア 津波情報の発表等の(注4)</p> <p><u><削除></u></p>	<p>震災対策編 第3章 第2節</p> <p>2 地震・津波に関する情報の受理、伝達、周知</p> <p>(6) 津波情報(P72)</p> <p>ア 津波情報の発表等の(注4)</p> <p style="padding-left: 2em;"><省略></p> <p style="padding-left: 2em;">・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく観測中の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p>	<p>P74の(注)の記載がP73にも重複で記載されているため削除。</p>

対馬市地域防災計画新旧対照表

新	旧	備考欄												
<p>資料編 1－4．災害対策本部事務分掌(P5) (表中)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: yellow; text-align: center;">福祉対策部</td> <td style="text-align: center;">福祉対策部長 (福祉部長)</td> <td>福祉課 こども未来課 保護課</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow; text-align: center;">保健対策部</td> <td style="text-align: center;">保健対策部長 (保健部長)</td> <td>健康増進課 医療対策課 長寿対策課 保健活動班 健康増進課 南地区保健センター 北地区保健センター</td> </tr> </table>	福祉対策部	福祉対策部長 (福祉部長)	福祉課 こども未来課 保護課	保健対策部	保健対策部長 (保健部長)	健康増進課 医療対策課 長寿対策課 保健活動班 健康増進課 南地区保健センター 北地区保健センター	<p>資料編 1－4．災害対策本部事務分掌(P5) (表中)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: yellow; text-align: center;">福祉保険 対策部</td> <td style="text-align: center;">福祉保険 対策部長 (福祉保険 対策部長)</td> <td>福祉課 こども未来課 保護課 保険課</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow; text-align: center;">健康づくり 対策部</td> <td style="text-align: center;">健康づくり 対策部長 (健康づくり 推進部長)</td> <td>いきいき健康課 地域包括ケア推進課 医療介護連携室 保健活動班 いきいき健康課 南福祉保健センター 中地区保健センター 北地区保健センター</td> </tr> </table>	福祉保険 対策部	福祉保険 対策部長 (福祉保険 対策部長)	福祉課 こども未来課 保護課 保険課	健康づくり 対策部	健康づくり 対策部長 (健康づくり 推進部長)	いきいき健康課 地域包括ケア推進課 医療介護連携室 保健活動班 いきいき健康課 南福祉保健センター 中地区保健センター 北地区保健センター	<p>組織の改正に伴う 修正</p>
福祉対策部	福祉対策部長 (福祉部長)	福祉課 こども未来課 保護課												
保健対策部	保健対策部長 (保健部長)	健康増進課 医療対策課 長寿対策課 保健活動班 健康増進課 南地区保健センター 北地区保健センター												
福祉保険 対策部	福祉保険 対策部長 (福祉保険 対策部長)	福祉課 こども未来課 保護課 保険課												
健康づくり 対策部	健康づくり 対策部長 (健康づくり 推進部長)	いきいき健康課 地域包括ケア推進課 医療介護連携室 保健活動班 いきいき健康課 南福祉保健センター 中地区保健センター 北地区保健センター												

対馬市地域防災計画新旧対照表

新	旧	備考欄																																				
<p>資料編 1－4．災害対策本部事務分掌(P5) (表中)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">保健活動班</td> <td>所管区域における次の保健活動等に関すること</td> </tr> <tr> <td>健康増進課</td> <td>1.保健所及び医療機関との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>南地区保健センター</td> <td>2.災害医療派遣チーム等の受け入れ</td> </tr> <tr> <td>北地区保健センター</td> <td>3.避難者等の健康指導及び感染症予防</td> </tr> </table>	保健活動班	所管区域における次の保健活動等に関すること	健康増進課	1.保健所及び医療機関との連絡調整	南地区保健センター	2.災害医療派遣チーム等の受け入れ	北地区保健センター	3.避難者等の健康指導及び感染症予防	<p>資料編 1－4．災害対策本部事務分掌(P5) (表中)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">保健活動班</td> <td>所管区域における次の保健福祉活動等に関すること</td> </tr> <tr> <td>健康増進課</td> <td>1.保健所及び医療機関との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>南地区保健センター</td> <td>2.災害医療派遣チーム等の受け入れ</td> </tr> <tr> <td>北地区保健センター</td> <td>3.避難者等の健康指導及び感染症予防</td> </tr> </table>	保健活動班	所管区域における次の保健福祉活動等に関すること	健康増進課	1.保健所及び医療機関との連絡調整	南地区保健センター	2.災害医療派遣チーム等の受け入れ	北地区保健センター	3.避難者等の健康指導及び感染症予防	<p>組織の改正に伴い 表中「福祉」の文言を削除</p>																				
保健活動班	所管区域における次の保健活動等に関すること																																					
健康増進課	1.保健所及び医療機関との連絡調整																																					
南地区保健センター	2.災害医療派遣チーム等の受け入れ																																					
北地区保健センター	3.避難者等の健康指導及び感染症予防																																					
保健活動班	所管区域における次の保健福祉活動等に関すること																																					
健康増進課	1.保健所及び医療機関との連絡調整																																					
南地区保健センター	2.災害医療派遣チーム等の受け入れ																																					
北地区保健センター	3.避難者等の健康指導及び感染症予防																																					
<p>資料編 1－6．災害対策本部事務分掌(P8) (表中)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">福祉部</td> <td>福祉課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>こども未来課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保護課</td> </tr> <tr> <td>保健部</td> <td>健康増進課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療対策課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>長寿介護課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南地区保健センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td>北地区保健センター</td> </tr> </table>	福祉部	福祉課		こども未来課		保護課	保健部	健康増進課		医療対策課		長寿介護課		南地区保健センター		北地区保健センター	<p>資料編 1－6．災害対策本部事務分掌(P8) (表中)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">福祉 保険部</td> <td>福祉課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>こども未来課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保護課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保険課</td> </tr> <tr> <td>健康づくり 推進部</td> <td>いきいき健康課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域包括ケア推進課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療介護連携室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南福祉保健センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中地区保健センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td>北地区保健センター</td> </tr> </table>	福祉 保険部	福祉課		こども未来課		保護課		保険課	健康づくり 推進部	いきいき健康課		地域包括ケア推進課		医療介護連携室		南福祉保健センター		中地区保健センター		北地区保健センター	<p>組織の改正に伴う 修正</p>
福祉部	福祉課																																					
	こども未来課																																					
	保護課																																					
保健部	健康増進課																																					
	医療対策課																																					
	長寿介護課																																					
	南地区保健センター																																					
	北地区保健センター																																					
福祉 保険部	福祉課																																					
	こども未来課																																					
	保護課																																					
	保険課																																					
健康づくり 推進部	いきいき健康課																																					
	地域包括ケア推進課																																					
	医療介護連携室																																					
	南福祉保健センター																																					
	中地区保健センター																																					
	北地区保健センター																																					

対馬市地域防災計画新旧対照表

新	旧	備考欄
資料編 1－6．災害対策本部事務分掌(P9) (表下) ※ <u>健康増進課</u> 及び地区保健センターによる見守りは、指定緊急避難場所へ受入れた避難者が要援護者である場合に、 <u>総務部からの要請</u> により実施する。	資料編 1－6．災害対策本部事務分掌(P9) (表下) ※ <u>福祉保健センター</u> 及び地区保健センターによる見守りは、指定緊急避難場所へ受入れた避難者が要援護者である場合に実施する。	組織の改正に伴う修正及び連絡系統の明確化
資料編 1－7．消防本部・消防署組織図(P10) <u>削除</u>	資料編 1－7．消防本部・消防署組織図(P10) <u>通信課</u>	通信課を警防課に統合したことに伴う削除
資料編 1－8．消防団の名称及び受持区域(P12) 消防団の名称及び受持区域 対馬市消防団－上県地区 上県第1分団 佐須奈、西津屋 上県第2分団 <u>深山、恵古、仁田ノ内、中山、井口、友谷、湊</u> 上県第3分団 <u>伊奈、志多留、越高、田ノ浜</u> 上県第4分団 <u>檜滝、瀬田、飼所、犬ヶ浦、御園</u> 上県第5分団 <u>久原、鹿見、女連</u>	資料編 1－8．消防団の名称及び受持区域(P12) 消防団の名称及び受持区域 対馬市消防団－上県地区 上県第1分団 佐須奈、西津屋 上県第2分団 <u>深山、恵古、仁田ノ内、中山</u> 上県第3分団 <u>井口、友谷</u> 上県第5分団 <u>湊</u> 上県第6分団 <u>伊奈、志多留、越高、田ノ浜</u> 上県第7分団 <u>檜滝、瀬田</u> 上県第8分団 <u>久原、鹿見、女連</u> 上県第9分団 <u>飼所</u> 上県第10分団 <u>犬ヶ浦、御園</u>	上県地区の分団が統合し、分団数及び受持区域が変更

対馬市地域防災計画新旧対照表

新	旧	備考欄
資料編 2-2. 長崎地方気象台が発表する気象情報の伝達系統図 (P20) 長崎県 (<u>防災企画課</u>)	資料編 2-2. 長崎地方気象台が発表する気象情報の伝達系統図 (P20) 長崎県 (<u>危機管理課</u>)	県組織の改正に伴う修正
資料編 2-3 津波警報・注意報の伝達系統(P21) 津波警報等の伝達系統図 長崎県 (<u>防災企画課</u>)	資料編 2-3 津波警報・注意報の伝達系統(P21) 津波警報等の伝達系統図 長崎県 (<u>危機管理課</u>)	
資料編 2-4 地震・津波の情報の伝達系統(P21) 地震・津波情報の伝達系統図 長崎県 (<u>防災企画課</u>)	資料編 2-4 地震・津波の情報の伝達系統(P21) 地震・津波情報の伝達系統図 ・長崎県 (<u>危機管理課</u>)	

対馬市地域防災計画新旧対照表

新	旧	備考欄																																		
<p>資料編 3-1. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(P23) (令和5年度現在) (表中) <u>令和5年度分の追加</u></p>	<p>資料編 3-1. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(P23) (令和4年度現在) (表中)</p>	<p>年度の修正及び令和5年度分の追加</p>																																		
<p>資料編 3-1. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(P23)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地 区</th> <th style="width: 15%;">種 別</th> <th style="width: 15%;">警戒区域の箇所数</th> <th style="width: 15%;">特別警戒区域の箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">巖原町</td> <td>急傾斜地</td> <td style="text-align: center;">422</td> <td style="text-align: center;">418</td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td style="text-align: center;">123</td> <td style="text-align: center;">115</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: center;">566</td> <td style="text-align: center;">533</td> </tr> </tbody> </table>	地 区	種 別	警戒区域の箇所数	特別警戒区域の箇所数	巖原町	急傾斜地	422	418	土石流	123	115	地すべり	21	0	合 計	566	533	<p>資料編 3-1. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(P23)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地 区</th> <th style="width: 15%;">種 別</th> <th style="width: 15%;">警戒区域の箇所数</th> <th style="width: 15%;">特別警戒区域の箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">巖原町</td> <td>急傾斜地</td> <td style="text-align: center;">419</td> <td style="text-align: center;">415</td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td style="text-align: center;">123</td> <td style="text-align: center;">115</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: center;">563</td> <td style="text-align: center;">530</td> </tr> </tbody> </table>	地 区	種 別	警戒区域の箇所数	特別警戒区域の箇所数	巖原町	急傾斜地	419	415	土石流	123	115	地すべり	21	0	合 計	563	530	<p>県の告示に伴う追加</p>
地 区	種 別	警戒区域の箇所数	特別警戒区域の箇所数																																	
巖原町	急傾斜地	422	418																																	
	土石流	123	115																																	
	地すべり	21	0																																	
	合 計	566	533																																	
地 区	種 別	警戒区域の箇所数	特別警戒区域の箇所数																																	
巖原町	急傾斜地	419	415																																	
	土石流	123	115																																	
	地すべり	21	0																																	
	合 計	563	530																																	

対馬市地域防災計画新旧対照表

新				旧				備考欄
資料編 3-1. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (P69)				資料編 3-1. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (P69)				県の告示に伴う追加
地 区	種 別	警戒区域 の箇所数	特別警戒 区域の箇 所数	地 区	種 別	警戒区域 の箇所数	特別警戒 区域の箇 所数	
豊玉町 (一部)	急傾斜地	<u>393</u>	<u>392</u>	豊玉町 (一部)	急傾斜地	315	315	
	土石流	<u>142</u>	<u>138</u>		土石流	123	119	
	地すべり	6	0		地すべり	6	0	
	合 計	<u>541</u>	<u>530</u>		合 計	444	434	
資料編 3-1. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (P83)				資料編 3-1. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (P83)				
地 区	種 別	警戒区域 の箇所数	特別警戒 区域の箇 所数	地 区	種 別	警戒区域 の箇所数	特別警戒 区域の箇 所数	
峰町 (一部)	急傾斜地	<u>197</u>	<u>196</u>	峰町 (一部)	急傾斜地	0	0	
	土石流	<u>85</u>	<u>80</u>		土石流	0	0	
	地すべり	10	0		地すべり	10	0	
	合 計	<u>292</u>	<u>276</u>		合 計	10	0	

対馬市地域防災計画新旧対照表

新	旧	備考欄																																		
<p>資料編 3-1. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (P92)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地 区</th> <th style="width: 15%;">種 別</th> <th style="width: 15%;">警戒区域 の箇所数</th> <th style="width: 15%;">特別警戒 区域の箇 所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">上県町 (一部)</td> <td style="text-align: center;">急傾斜地</td> <td style="text-align: center;"><u>263</u></td> <td style="text-align: center;"><u>262</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土石流</td> <td style="text-align: center;"><u>130</u></td> <td style="text-align: center;"><u>112</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地すべり</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;"><u>412</u></td> <td style="text-align: center;"><u>373</u></td> </tr> </tbody> </table>	地 区	種 別	警戒区域 の箇所数	特別警戒 区域の箇 所数	上県町 (一部)	急傾斜地	<u>263</u>	<u>262</u>	土石流	<u>130</u>	<u>112</u>	地すべり	19	0	合 計	<u>412</u>	<u>373</u>	<p>資料編 3-1. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (P92)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地 区</th> <th style="width: 15%;">種 別</th> <th style="width: 15%;">警戒区域 の箇所数</th> <th style="width: 15%;">特別警戒 区域の箇 所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">上県町 (一部)</td> <td style="text-align: center;">急傾斜地</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土石流</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地すべり</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">27</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> </tbody> </table>	地 区	種 別	警戒区域 の箇所数	特別警戒 区域の箇 所数	上県町 (一部)	急傾斜地	3	3	土石流	5	5	地すべり	19	0	合 計	27	8	<p>県の告示に伴う追加</p>
地 区	種 別	警戒区域 の箇所数	特別警戒 区域の箇 所数																																	
上県町 (一部)	急傾斜地	<u>263</u>	<u>262</u>																																	
	土石流	<u>130</u>	<u>112</u>																																	
	地すべり	19	0																																	
	合 計	<u>412</u>	<u>373</u>																																	
地 区	種 別	警戒区域 の箇所数	特別警戒 区域の箇 所数																																	
上県町 (一部)	急傾斜地	3	3																																	
	土石流	5	5																																	
	地すべり	19	0																																	
	合 計	27	8																																	
<p>資料編 3-1. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (P104)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地 区</th> <th style="width: 15%;">種 別</th> <th style="width: 15%;">警戒区域 の箇所数</th> <th style="width: 15%;">特別警戒 区域の箇 所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">上対馬町 (一部)</td> <td style="text-align: center;">急傾斜地</td> <td style="text-align: center;"><u>336</u></td> <td style="text-align: center;"><u>335</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土石流</td> <td style="text-align: center;"><u>159</u></td> <td style="text-align: center;"><u>147</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地すべり</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;"><u>515</u></td> <td style="text-align: center;"><u>482</u></td> </tr> </tbody> </table>	地 区	種 別	警戒区域 の箇所数	特別警戒 区域の箇 所数	上対馬町 (一部)	急傾斜地	<u>336</u>	<u>335</u>	土石流	<u>159</u>	<u>147</u>	地すべり	20	0	合 計	<u>515</u>	<u>482</u>	<p>資料編 3-1. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (P104)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地 区</th> <th style="width: 15%;">種 別</th> <th style="width: 15%;">警戒区域 の箇所数</th> <th style="width: 15%;">特別警戒 区域の箇 所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">上対馬町 (一部)</td> <td style="text-align: center;">急傾斜地</td> <td style="text-align: center;">76</td> <td style="text-align: center;">76</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土石流</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地すべり</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">120</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> </tbody> </table>	地 区	種 別	警戒区域 の箇所数	特別警戒 区域の箇 所数	上対馬町 (一部)	急傾斜地	76	76	土石流	24	24	地すべり	20	0	合 計	120	100	
地 区	種 別	警戒区域 の箇所数	特別警戒 区域の箇 所数																																	
上対馬町 (一部)	急傾斜地	<u>336</u>	<u>335</u>																																	
	土石流	<u>159</u>	<u>147</u>																																	
	地すべり	20	0																																	
	合 計	<u>515</u>	<u>482</u>																																	
地 区	種 別	警戒区域 の箇所数	特別警戒 区域の箇 所数																																	
上対馬町 (一部)	急傾斜地	76	76																																	
	土石流	24	24																																	
	地すべり	20	0																																	
	合 計	120	100																																	

対馬市地域防災計画新旧対照表

新	旧	備考欄														
<p>資料編 3-5. 保安林指定箇所 (P161～167)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>指定箇所の追加</u> (表中)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">地区名</th> <th style="width: 40%;">追加数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>巖原町</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td>美津島</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td>豊玉町</td> <td style="text-align: center;">21</td> </tr> <tr> <td>峰町</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>上県町</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>上対馬町</td> <td style="text-align: center;">14</td> </tr> </tbody> </table>	地区名	追加数	巖原町	8	美津島	7	豊玉町	21	峰町	4	上県町	4	上対馬町	14	<p>資料編 3-5. 保安林指定箇所 (P161～167)</p>	<p>県の告示に伴う追加</p>
地区名	追加数															
巖原町	8															
美津島	7															
豊玉町	21															
峰町	4															
上県町	4															
上対馬町	14															
<p>資料編 3-6. 山腹崩壊危険地区 (P172)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>危険地区の追加 (表中)</u> <u>No. 210 211 の追加</u></p>	<p>資料編 3-6. 山腹崩壊危険地区 (P172)</p>	<p>県の告示に伴う追加</p>														

対馬市地域防災計画新旧対照表

新	旧	備考欄												
<p>資料編 3-7. 崩壊土砂流出危険区域 (P177)</p> <p style="text-align: center;"><u>危険区域の追加 (表中)</u> <u>No. 220 の追加</u></p>	<p>資料編 3-7. 崩壊土砂流出危険区域 (P177)</p>	<p>県の告示に伴う追加</p>												
<p>資料編 3-14. 重要水防区域 (海岸) (P192) (表中)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">水防管理団体名</th> <th style="width: 10%;">沿岸名</th> <th style="width: 10%;">海岸名</th> <th style="width: 10%;">区域</th> <th style="width: 10%;">延長(m)</th> <th style="width: 10%;">予想される事態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>対馬市</u></td> <td style="text-align: center;"><u>対馬沿岸</u></td> <td style="text-align: center;"><u>濃部</u></td> <td style="text-align: center;"><u>志賀原</u></td> <td style="text-align: center;"><u>368</u></td> <td style="text-align: center;"><u>決壊、浸水</u></td> </tr> </tbody> </table>	水防管理団体名	沿岸名	海岸名	区域	延長(m)	予想される事態	<u>対馬市</u>	<u>対馬沿岸</u>	<u>濃部</u>	<u>志賀原</u>	<u>368</u>	<u>決壊、浸水</u>	<p>資料編 3-14. 重要水防区域 (海岸) (P192) (表中)</p>	<p>県の告示に伴う追加</p>
水防管理団体名	沿岸名	海岸名	区域	延長(m)	予想される事態									
<u>対馬市</u>	<u>対馬沿岸</u>	<u>濃部</u>	<u>志賀原</u>	<u>368</u>	<u>決壊、浸水</u>									
<p>資料編 3-18. 危険区域内の要配慮者利用施設 土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の名称及び所在地 (P198) (表中) <u>《削除》</u></p>	<p>資料編 3-18. 危険区域内の要配慮者利用施設 土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の名称及び所在地 (P198) (表中) No. 70 一重へき地保育所</p>	<p>令和6年3月末に閉所のため削除</p>												

対馬市地域防災計画新旧対照表

新	旧	備考欄
資料編 4-3. 対馬市における伝達系統図(P201) 消防署・ <u>各署所</u>	資料編 4-3. 対馬市における伝達系統図(P201) 消防署各支署・出張所・分遣所	資料編7ページの 表記に統一
資料編 4-4. 指定緊急避難場所一覧表(P207) (表中) <u>No.68 今里小学校体育館</u> <u>No.199 《削除》</u> <u>No.200 《削除》</u>	資料編 4-4. 指定緊急避難場所一覧表(P207) (表中) No.68 旧今里中学校体育館 No.199 東部中学校第二体育館 No.200 一重へき地保育所	建物名の変更 用途廃止及び閉所 のため削除
資料編 4-4. 指定緊急避難場所一覧表(P208) (表中) <u>《削除》</u>	資料編 4-4. 指定緊急避難場所一覧表(P208) (表中) No.223 豊小学校 No.224 豊小学校体育館	閉校のため削除

対馬市地域防災計画新旧対照表

新	旧	備考欄
資料編 4-5. 指定避難所一覧表(P212) (表中) <u>《削除》</u>	資料編 4-5. 指定避難所一覧表(P212) (表中) No.53 東部中学校第二体育館 No.59 豊小学校体育館	閉校のため削除
資料編 5-13. 災害時における支援協定(P228) (表中) No.21 <u>災害に係わる情報発信等に関する協定</u> No.22 <u>災害時における避難所等施設利用に関する協定</u>	資料編 5-13. 災害時における支援協定(P228) (表中)	令和4年度の協定締結に伴う追加